

## ■消火設備設置基準

防火対象物の種別 (令別表第一)	消防用設備等の種別		屋内消火栓設備 <sup>(注1)</sup>		スプリンクラー設備					
			令第11条		令第12条					
	一般	地階、無窓階 又は 4階以上の階	一般	地階、無窓階 又は 4階以上の階	一般	地階 無窓階	4階以上 10階以下の階	11階建 以上	指定可燃物	
	延べ面積が下記以上の防火対象物全体に設置必要		各階ごとの床面積が下記以上の階に設置必要		平屋建以外で床面積の合計が下記以上の防火対象物全体に設置必要(特記のある箇所は特定の部分のみに設置)					指定可燃物
(1) イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場	500 (1000) (1500)	100 (200) (300)			6000 <sup>(注2)</sup>	1000 <sup>(注2)</sup>	1500 <sup>(注3)</sup>			
イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、その他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール					6000	1000	1000		全部	
ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(2)項二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を備室(これに類する施設を含む。)において客に利用される役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの 例) インターネットカフェ、テレクラ、個室ビデオ、漫画喫茶など	700 (1400) (2100)				6000	1000	1500		全部	
イ 符合、料理店、その他これらに類するもの ロ 飲食店					3000		1500			
(4) 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場					6000		1000	1500		
イ 旅館、ホテル又は宿泊所、その他これらに類するもの ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅										
イ (1) 病院で診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他規則第5条第4項で定める診療科名等)を有し、療養病床又は一般病床を有するもの (2) 診療所で診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他規則第5条第4項で定める診療科名等)を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有するもの (3) 病院(1)以外、有床診療所(2)以外、有床助産所 (4) 無床診療所、無床助産所	700 <sup>(注6)</sup>	150 (300) (450)			全部 (経過措置:2025年6月30日)	無窓階のみ 床面積1000以上				
(6) (1) 老人短期入所施設、介護老人ホーム、特別介護老人ホーム等 (2) 救護施設 ロ (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設	700 <sup>(注6)</sup>				3000 (経過措置:2025年6月30日) 6000 全部 (経過措置:2025年6月30日) 275(平屋建含む) 全部 (経過措置:2025年6月30日) 275(平屋建含む)	1000	1500			
ハ (1) 老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター等 (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、児童養護施設等 (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設等 (5) 身体障害者福祉センター、地域活動支援センター等 ニ 幼稚園又は特別支援学校	700 (1400) (2100)				6000	1000	1500			
(7) 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校、その他これらに類するもの	700 (1400) (2100)									
(8) 図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの										
イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場					6000	1000	1500			
(10) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場										
(11) 神社、寺院、教会、その他これらに類するもの	1000 (2000) (3000)	200 (400) (600)								
イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ	700 (1400) (2100)	150 (300) (450)							全部	
イ 自動車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫										
(14) 倉庫	700 (1400) (2100)	150 (300) (450)			700 <sup>(注8)</sup> (1400) (2100)					
(15) 前各項に該当しない事業場(事務所、銀行、裁判所等)	1000 (2000) (3000)	200 (400) (600)								
イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されるもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物					(1)~(4)、(5)イ、(6)、(9)イの床面積の合計が3000以上の防火対象物の階のうち、上記が存在する階全体	(1)~(4)、(5)イ、(6)、(9)イが存在する階で上記の床面積が	(2)(4)の場合 1000以上 その他1500以上			
(16)2 地下街	150 (300) (450)				延べ面積 1000 (16)項ロの用途に供される部分)					
(16)3 準地下街 建築物の地階((16)2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。)					延べ面積 1000以上かつ 特定用途に供される部分の床面積が500以上のもの全部					
(17) 文化財 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要民俗資料、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物										
(18) アーケード 延長50m以上のアーケード										

指定可燃物(可燃性液体類を除く)を、危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の千倍以上貯蔵し、又は取扱つもの

指定可燃物(可燃性液体類を除く)を、危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の千倍以上貯蔵し、又は取扱つもの

消防用設備等の種別		水噴霧消火設備等 令第13条～18条		連結散水設備 令第28条の2		連結送水管 令第29条	屋外消火栓設備 令第19条
		その他	指定可燃物	一般	地階	一般	一般
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1. 屋上部分の回転翼航空機又は垂直離着陸航空機発着場 2. 道路のように供される部分で床面積が屋上部分で600以上、それ以外の部分400以上 3. 自動車の修理又は整備の用に供する部分の床面積が地階又は2階以上で200以上、1階500以上 4. 駐車に供する部分の床面積が、地階又は2階以上200以上、1階500以上、屋上300以上 5. 昇降機等の機械装置による駐車場で車両収容台数10台以上 6. 電気室又はボイラー室等で床面積200以上 7. 通信器室で床面積500以上	指定可燃物 1倍以上	一般	地階	一般	地上2階までの床面積の合計3,000㎡（耐火構造の場合9000㎡、準耐火構造の場合6000㎡）以上 ※同一敷地内で2棟以上ある時は、1階3m以下、2階5m以下の近接建物は1棟と見なす。
	ロ 公会堂又は集会場						
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの						
	ロ 遊技場又はダンスホール						
ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（（2）項並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの						
	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用される役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの 例）インターネットカフェ、テレクラ、個室ビデオ、漫画喫茶など						
(3)	イ 待合、料理店、その他これらに類するもの						
(4)	ロ 飲食店						
(5)	イ 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場						
(6)	イ 旅館、ホテル又は宿泊所、その他これらに類するもの						
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅						
イ	(1) 病院で診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他規則第5条第4項で定める診療科名等）を有し、療養病床又は一般病床を有するもの						
	(2) 診療所で診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他規則第5条第4項で定める診療科名等）を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有するもの						
ロ	(3) 病院（（1）以外）、有床診療所（（2）以外）、有床助産所						
	(4) 無床診療所、無床助産所						
ハ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等						
	(2) 救護施設						
ニ	(3) 乳児院						
	(4) 障害児入所施設						
イ	(5) 障害者支援施設						
	(1) 老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター等						
ハ	(2) 更生施設						
	(3) 助産施設、保育所、児童養護施設等						
ロ	(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設等						
	(5) 身体障害者福祉センター、地域活動支援センター等						
(7)	ニ 幼稚園又は特別支援学校						
(8)	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校、その他これらに類するもの						
(9)	イ 図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの						
(10)	ロ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの						
	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場						
(11)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場						
(12)	神社、寺院、教会、その他これらに類するもの						
(13)	イ 工場又は作業場						
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ						
(14)	イ 自動車庫又は駐車場						
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫						
(15)	倉庫						
(16)	前各項に該当しない事業場（事務所、銀行、裁判所等）						
(16)2	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されるもの						
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物						
(16)3	地下街						
(17)	準地下街 建築物の地階（（16）の2）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）						
	文化財 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要民俗資料、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物						
(18)	アーケード 延長50m以上のアーケード						

注1 ( )内の数値は、耐火構造の建築物、又は内装を制限した簡易耐火構造の建築物に適用する。  
 ( )内の数字は、耐火構造で内装を制限した建築物に適用する。  
 注2 舞台が地階・無窓階又は4～10階にあるものは、床面積が300㎡以上の舞台全体が対象。  
 その他の階にあるものは、床面積500㎡以上の舞台全体が対象。舞台は舞台に接続して設けられた大道具室、小道具室を含む。  
 注3 特定施設とは、社会福祉特定18施設を示す。  
 注4 ■部は、1号消火栓設置義務対象物、その他は1号消火栓及び2号消火栓選択対象物。  
 注5 共同住宅等のスプリンクラー設備については、「省令第40号・告示第17号」も参照のこと。  
 注6 1000㎡に防火上有効な措置が講じられた構造物を有するものとして総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値と耐火・内装3倍の数値もしくは準耐火・内装2倍の数値のいずれか小さい数値（2025年6月30日までの経過措置）  
 注7 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものは除く  
 注8 ラック式倉庫で天井の高さが10mをこえるもの  
 注9 延べ面積が1000㎡以上において、（1）～（15）の条件と同じ